

尼崎市監査公表第6号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年7月3日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	開		康	生
同	丸	岡	鉄	也

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成31年 3月22日
3 措置通知日	令和 2年 3月31日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>集団健診事業に係る業務委託について</u></p> <p>本市では、市内各地区の公共施設等で特定健診等の集団健診を実施しており、健診業務を事業者へ委託している。</p> <p>事業者の選定は、入札資格を有する者への意向調査（受託の可否等）の結果を踏まえて行っているところ、本庁舎実施分のみ「本庁型健診」として別枠とし、調査票の様式上、「本庁舎におけるハイリスク健診（特定健診等で一定の結果が出た受診者を対象とする追加項目の検査）の実施可能日数」を併記する形としている。</p> <p>そのため、「ハイリスク健診の実施が可能であること」が「本庁型健診」の実質的な受託要件となっており、受診者が多いなど事業者へ有利な「本庁型健診」の受託者が、例年特定の1者に限定される結果となっている。</p> <p>このことには、次の問題がある。</p> <p>(1) 適正な手続によらない受託要件の設定</p> <p>適正な意思決定手続によらず、運用によって受託要件が設定されている。（事業者選定における手続の透明性の問題）</p> <p>(2) 不必要な受託要件の設定</p> <p>ハイリスク健診を特定健診等と同一の事業者が行う必要性がないにもかかわらず受託要件とされている。（事業者選定における公平性の問題）</p> <p style="text-align: right;">（健康支援推進担当）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>業務委託の事業者選定における透明性及び公平性の確保のためには、受託要件の設定は必要性を吟味した上で慎重に行うべきである。集団健診事業に係る業務委託については、このことに十分留意し、適正な意思決定手続の下、委託方法を見直すこと。</p>	

5 措 置 の 内 容

集団健診事業は、本庁舎で行う本庁型健診と市内各地の公共施設等で行う巡回型健診の2型式で事業者に業務委託して特定健診等を実施している。一方、ハイリスク健診は、特定健診において高血圧等のリスク因子が見られた者に対して追加で行う健診であり、ハイリスク健診の結果をもとに受診勧奨を含めた保健指導を行うことで、生活習慣病の発症を防ぐとともに結果として医療費等の適正化を図ることを目的に実施している。

事業開始当初は、血圧が一定数値以上の者など、集団健診の場で確認できる健診結果からハイリスク健診の対象者を判定していたため、比較的多くの受診者が見込まれる本庁型健診においては、特定健診とハイリスク健診の同時実施を行っていた。しかし、ハイリスク健診の対象者の判定基準の精度が年々向上し、血液検査等集団健診の場で結果の出ない項目が判定基準に加わり、平成 25 年度以降は特定健診とハイリスク健診を同時実施する意義はなくなっていた。しかしながら、本庁型健診の業務委託仕様書の内容としてハイリスク健診の内容が残っており、「ハイリスク健診と同時に実施することが可能であること。」が本庁型健診を受託するための受託要件のようになっており、そのため本庁型健診を受託するのは特定の1事業者のみという結果になっていた。

平成 31 年度（令和元年度）の契約に向けて、本庁型健診業務委託仕様書からハイリスク健診の内容を除外しハイリスク健診業務委託仕様書を別途作成することで、集団健診事業の業務委託仕様書を見直し、事業者に対して本庁型健診は「ハイリスク健診と同時実施が受託要件ではない。」との十分な説明を行い、業務委託契約の透明性を確保した。

その上で、本庁型健診には他の用件の来庁者への配慮等の特殊性があることから実施経験のない事業者の体制整備について調整を行い、令和 2 年度には実施日数の公平性を確保するに至った。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）